小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録に係るシステム環境整備事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　知事は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２第１項に規定する小児慢性特定疾病に係る同法第１９条の３第３項の医療費支給認定に関し、同条第１項の指定医の診断書（以下「医療意見書」という。）をオンライン登録するために必要となるシステム環境整備事業を行う県内の指定医療機関（同法第６条の２第２項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいい、当該指定医の勤務するものに限る。以下「指定医の勤務する医療機関」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和６２年和歌山県規則第２８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

　（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（平成２９年５月３０日付け健発０５３０第１２号厚生労働省健康局長通知別紙）第２の３（３）⑤の医療意見書のオンライン登録に向けた指定医の勤務する医療機関が行うシステム環境整備事業とする。

　（補助基準額等）

第３条　補助事業における補助基準額、補助対象経費、補助率及び補助金額は、次表のとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助基準額 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金額 |
| １００千円 | 小児慢性特定疾病に関する医療意見書のオンライン登録に向けた指定医の勤務する医療機関が行うシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料及び備品購入費 | ２分の１以内 | 補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とし、補助上限額を５０千円とする |

（交付申請の添付書類の様式等）

第４条 規則第４条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類は、次表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期限 |
| 補助金所要額調書 | 別記第１号様式 | １部 | 別に定める日 |
| 事業計画及び収支予算書 | 別記第２号様式 |
| 経費の積算根拠が確認できる書類（見積書等） |  |

２　知事は、補助金の交付の申請があったときは、申請書類等の審査を行い、補助金の交付の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第５条 規則第６条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

　（１）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

　（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

　（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円（民間団体にあっては３０万円）以上の機械、器具その他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

　（５）前号の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

　（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

　（７）この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

　（変更等の承認）

第６条　前条第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録に係るシステム環境整備事業変更承認申請書（別記第３号様式）に知事が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

２　前条第２号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録に係るシステム環境整備事業中止（廃止）承認申請書（別記第４号様式）を知事に提出しなければならない。

　（実績報告書の添付書類の様式等）

第７条 規則第１３条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期限 |
| 補助金精算額調書 | 別記第５号様式 | １部 | 翌年度の４月末日 |
| 事業実績及び収支決算書 | 別記第６号様式 |
| 経費の精算根拠が確認できる書類（事業対象経費に係る領収書の写し等） |  |

　（財産処分の制限）

第８条　規則第２０条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和４年１２月１６日から施行する。